

水道メーターの交換にご協力ください

○水道メーターの交換について

水道メーターは計量法に基づき、8年に1度の交換が定められているため、交換対象になった家庭や事業所等の水道メーターを無料で交換します。水道メーターの交換は、市から委託された交換業者が作業を行います。なお、交換業者は、市が発行した身分証明書を携帯しています。

○交換のお知らせについて

交換対象の家庭や事業所等には『水道メーター交換のお知らせ』をハガキで通知、または、検針時に『上下水道使用量のお知らせ』と一緒に投函しますので、確認をお願いします。

○交換作業について

通知に記載してある期間内に交換業者が伺います。作業前には声をおかけしますが、不在の場合でも水道メーターの交換を行います。作業時間は、メーターの大きさや設置状況にもよりますが、おおむね10分程度です。作業中は、水の使用ができなくなりますのでご注意ください。

また、交換作業時に立会いをお願いすることはありませんが、交換作業の支障にならないよう次の点にご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックス内に土や水が入っている場合は清掃をお願いします。
- ・犬などは作業範囲外に保留しておいてください。

作業終了後に、メーター指針・取替え日・新メーター番号等を記入した『水道メーター交換のお知らせ』を投函しますので、ご確認ください。

○交換日程について

	交換作業対象区域	交換作業期間
1	栄町、南町、下岩瀬、上岩瀬、根本、泉、宇留野、下村田、上村田、石沢、小場	8/2～10/9
2	大岩、小舟、野口平、長倉、野田、秋田、中居	9/3～11/5
3	中富町、上町、下町、北町、東富町、高渡町、上大賀、岩崎、鷹巣、小祝、辰ノ口、塩原、小倉、富岡	9/3～11/12
4	山方、野上、舟生、西野内、諸沢、北富田、照山、盛金、長田、長沢	10/2～11/10
5	抽ヶ台町、姥賀町、野中町、田子内町、東野、八田、若林、小野、三美、西塩子、北塩子、照田、工業団地	10/2～12/8

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427

敬老祝金を贈呈します

市では、多年にわたり社会の発展向上に貢献された市民の長寿を祝い、77歳・88歳・100歳の方に敬老祝金を、101歳以上の方には記念品を贈呈します。

○対象者

令和元年9月1日現在、本市に居住し、かつ住所を有する方で

- ①昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までに生まれた方(77歳)
- ②昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までに生まれた方(88歳)
- ③大正8年4月2日から大正9年4月1日までに生まれた方(100歳)
- ④大正8年4月1日以前に生まれた方(101歳以上)

○金額等

- ①77歳の方 7,000円
- ②88歳の方 10,000円
- ③100歳の方 100,000円
- ④101歳以上の方 記念品

○贈呈方法

77歳・88歳の方は、9月中旬頃に各地区の民生委員・児童委員がご自宅にお伺いします。また、100歳・101歳以上でご在宅の方は、事前に連絡のうえ、9月中に市長・副市長が訪問する予定です。(訪問は、都合により内容が変更となる場合があります)

問 本庁 長寿福祉課 高齢者支援G ☎52-1111 内線175